

# 消防局ほか自家用電気工作物保安管理業務仕様書

堺 市

# 仕 様 書

発注者と受注者は、発注者の保安規程に基づき、発注者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の委託についての仕様書を定める。なお、本仕様書の履行細目は別紙1「消防局ほか自家用電気工作物保安管理業務委託細目書（以下「委託細目書」という。）」に基づくものとする。

業務名 消防局ほか自家用電気工作物保安管理業務

履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 第1条（対象電気工作物の概要）

対象電気工作物の概要は別紙2のとおりとする。

## 第2条（受注者の要件）

受注者は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2及び平成15年経済産業省告示第249号における要件を満たしている者とする。

## 第3条（委託業務の内容）

- 1 受注者が実施する保安管理業務は、次の各号により、保安規程に基づき電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下、保安業務担当者という。）が自ら実施するものとする。
  - (1) 第1条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別紙「委託細目書」のとおり）を行い、その結果を報告するとともに経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
  - (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは関西電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を指示し、再発防止につきとるべき措置を指示又は助言するとともに、必要に応じて臨時点検を行う。
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
  - (4) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
  - (5) 第1条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
  - (6) 第1条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に報告すること。
  - (7) 第1条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、別紙「委託細目書」に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、その結果を報告するとともに技術基準の規定に適合しない又は適合しない恐れがあるときは、そのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
  - (8) 年に一度、発注者が消防局で実施する無停電電源装置の点検に際して、立ち会い及び商用給電から自家発給電への切り替え等必要な処置を行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、受注者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が受注者により確認されるものに限り、発注者は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うことができる。
  - (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
  - (2) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な電気工作物

(3) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物

(4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとする。

4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置（以下「絶縁監視装置」という。）を有する事業場については、別紙「委託細目書」に定めるところにより、処置を行うものとする。

#### 第4条（点検の頻度と監視装置）

1 第3条第1項に定める受注者が定期的に行う点検内容は別紙「委託細目書」によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。

(1) 月次点検 隔月1回（設置・改造等の工事期間中は毎週1回以上）

(2) 年次点検 毎年1回

(3) 臨時点検 必要の都度

2 発注者の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、受注者は自動通報式絶縁監視装置を設置するものとする。ただし、高圧受電設備にかかるもののみとする。

3 監視装置は、常に正常に稼働するように受注者の責任の下にメンテナンスを行うこと。

#### 第5条（連絡責任者等）

1 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとする。

4 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

#### 第6条（発注者及び受注者の協力及び義務）

1 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

2 受注者は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

#### 第7条（保安業務担当者の資格等）

1 受注者は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

2 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、発注者の求めに応じ提示することとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

4 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

5 保安業務担当者を明確にするため、受注者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名及び主任技術者免状の種類及び番号を、受注者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者に知らせ、発注者は面接等により本人の確認を行うこととする。

なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

#### 第8条（記録の保存）

発注者は、受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録（保安管理業務を実施した保安業務担当者の氏名を含む。）等を確認するとともに、発注者及び受注者双方において3年間保存するものとする。

#### 第9条（仕様書等の解釈）

仕様書等の解釈について疑義を生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者は誠意をもって協議するものとする。

#### 第10条（経費負担）

- 1 本業務の履行に必要な経費の負担は、次に定めるところによるものとする。
  - (1) 点検に必要な工具、測定機器等の器材は、対象電気工作物に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
  - (2) 定期、緊急にかかわらず、本業務の履行に必要な交通費は、受注者の負担とする。
  - (3) 本業務の履行に際し、自動通報式絶縁監視装置の設置、保守、撤去及びそれに係るすべての費用は、受注者の負担とする。
  - (4) 関係法令に係る届出、申請に係る費用は、受注者の負担とする。

第 11 条（契約金額）

初年度の契約金額を契約期間内の毎年の契約金額とする。

第 12 条（暴力団等の排除について）

暴力団等の排除については別紙 3 の通りとする。

## 消防局ほか自家用電気工作物保安管理業務委託細目書

1. 受注者は、発注者の保安規程に基づき、発注者が設置する自家用電気工作物の保安管理業務について、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について発注者に報告する。報告を受けた発注者は、その記録（保安業務担当者の氏名を含む）を確認及び保存するものとする。また、技術基準に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行う。
  - (1) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験（以下、定期点検をいう。）
  - (2) 電気事故発生時等の応急措置（現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等）の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、状況に応じて、臨時点検を行う。
  - (3) 中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言
  - (4) 法令に基づく立入検査への立会い
  - (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び試験
  - (6) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行う。
  - (7) その他、受注者がこの契約を履行するために必要な事項
2. 前項第 1 号に定める定期点検の種類及び頻度は別表 1－1 及び 1－2（以下、「別表」という。）のとおりとし、技術基準への適合状況の確認を行う。
3. 第 1 項第 5 号に定める工事期間中の点検は、別表に定める外観点検を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。
4. 保安業務担当者が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。
  - (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
    - ① 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
    - ② 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
    - ③ 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
    - ④ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械等）
    - ⑤ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
  - (2) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な電気工作物
    - ① 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
    - ② 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
    - ③ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
    - ④ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
    - ⑤ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
  - (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物
  - (4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物
5. 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 月次点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施する。ただし、設備の状況により、運転を停止して点検することがある。
- (2) 年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年に1回以上実施する。また、年次点検は当該月の月次点検を含むものとする。
- (3) 定期点検のための執務時間は、別表の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とする。
- (4) 定期点検時には別表記載の点検のほか、発注者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行う。

#### 6. 絶縁監視装置を設置している事業場

- (1) 点検は、別表のとおり実施する。
- (2) 警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとします。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下、漏えい警報といいます。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、受注者は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。
- (3) 受注者は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとする。

## 対象電気工作物の概要

事業場名 所在地	高・低圧 受電の別	設備容量 (KVA)	予備発計 発電所計 (KVA)	点検の 種類
堺市消防局 堺市堺区大浜南町 3-2-5	高圧	1350 (750+ 300+300)	200/200 /400	別表 1-1
堺消防署 堺市堺区出島浜通 1-1	高圧	125	60	別表 1-1
堺消防署 三宝出張所 堺市堺区三宝町 5丁 2 8 7-1	高圧	125	150	別表 1-1
堺消防署 旭ヶ丘出張所 堺市堺区旭ヶ丘中町 1-1-2 6	低圧	—	20	別表 1-2
※ 堺消防署 三国ヶ丘出張所 堺市堺区北三国ヶ丘町 4-4-9	低圧	—	20	別表 1-2
中消防署 堺市中区深井沢町 6-6	高圧	225	38	別表 1-1
東消防署 堺市東区日置荘原寺町 1 3 8-5	高圧	300	125	別紙 1-1
※ 東消防署 登美丘出張所 堺市東区大美野 3 3-2 6	低圧	—	10	別表 1-2
西消防署 堺市西区鶴田町 2 9-1 8号	高圧	275	150	別紙 1-1
西消防署 臨海分署 堺市西区浜寺諏訪森町西 3-3 0 3-3	高圧	105	10	別表 1-1
南消防署 堺市南区原山台 1-1 4-1	低圧	—	20	別表 1-2
※ 南消防署 福泉出張所 堺市南区稲葉 1-3 1 4 2-5	低圧	—	10	別表 1-2
南消防署 茶山台出張所 堺市南区茶山台 1-1-3	低圧	—	20	別表 1-2
北消防署 堺市北区新金岡町 4-1-2	高圧	80	20	別表 1-1
※ 北消防署 百舌鳥出張所 堺市北区百舌鳥梅町 3-5 1-7	高圧	120	20	別表 1-1
美原消防署 堺市美原区黒山 6-1	高圧	275	125	別表 1-1
高石消防署 高石市西取石 1-2 7-2 3	高圧	225	50	別表 1-1
大阪狭山消防署 大阪狭山市狭山 1-2 3 8 4-1	高圧	125	31.5	別表 1-1
大阪狭山消防署ニュータウン出張所 大阪狭山市大野台 2-1-3	高圧	105	28	別表 1-1

堺市総合防災センター 堺市美原区阿弥129-4	高圧	700 (100+100 +200+300)	225	別表 1-1
----------------------------	----	------------------------------	-----	--------

※ 本業務の対象となる施設のうち、下表に示す4施設については令和8年度内着工、令和9年度初旬工事完了のスケジュールで改修工事を実施する予定であり、改修後の設備容量などは下表のとおりである。改修後の電気工作物についても、本保安管理業務の対象とする。

事業場名 所在地	高・低圧 受電の別	設備容量 (KVA)	予備発計 発電所計 (KVA)	点検の 種類
堺消防署 三国ヶ丘出張所 堺市堺区北三国ヶ丘町4-4-9	低圧	—	30(20)	別表 1-2
東消防署 登美丘出張所 堺市東区大美野33-26	低圧	—	30(10)	別表 1-2
南消防署 福泉出張所 堺市南区稲葉1-3142-5	低圧	—	30(10)	別表 1-2
北消防署 百舌鳥出張所 堺市北区百舌鳥梅町3-51-7	高圧	175(120)	55(20)	別表 1-1

※()書き内の値は改修前の値

上記4施設の改修工事について、実施業者が決定するのは令和8年度中である。

したがって、本業務の契約締結時には、上記改修工事のスケジュール等の詳細は未定である。

よって、発注者は改修工事に関する詳細なスケジュールや工事内容等が確定した時点で速やかに受注者へ通知し、協議を行うものとする。また、協議の上で必要に応じて契約変更等の対応を行うものとする。

なお、上記改修後設備容量は予定値であるため、若干の変動が生じる可能性がある。

ただし、入札は上記改修工事を考慮せずに積算のうえ、入札金額を見積もること。

定期点検の種類及び頻度

[別表 1-1]

電 気 工 作 物		巡視・点検・測定試験項目	月次点検 [隔月 1 回]	年次点検 [毎年 1 回]	
				年次点検 I	年次点検 II
受電設備・ 配電設備  (第 2 受電設 備以降 を含む)	引込線・ケーブル 電線及び支持物	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器・開閉器類	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		継電器との連動動作試験		△	○
		絶縁油試験			△
		内部点検			△
	母線・断路器・電力用ヒューズ 計器用変成器 避雷器・電力用コンデンサ・リアクトル	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		絶縁油試験		△	△
		内部点検		△	△
	配電盤・制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		保護継電器の動作特性試験			○
		計器校正・シーケンス試験			△
	充電装置・蓄電池設備	外観点検	○	○	○
		充電装置機能点検		○	○
		各電池の比重・液温・電圧測定		△	△
接地装置		外観点検	○	○	○
	接地抵抗測定		△	○	
電気使用場所 の設備	電動機・電熱装置 電気溶接機・照明設備 配線及び配線器具 その他の電気機器類 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		接地抵抗測定		△	○
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原動機関係・発電機関係 蓄電池・その他の電気機器類 接地装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		接地抵抗測定		△	○
		電気関係保護継電器の動作特性 試験		△	○

電 気 工 作 物		巡視・点検・測定試験項目	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
構造物等	キュービクル・構造物	外観点検	○	○	○
配電設備	配電設備	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		接地抵抗測定		△	○
PCB	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	外観点検(高濃度 PCB 含有の有無)	○	○	○
その他	絶縁監視装置	絶縁状態監視	自動通報式絶縁監視装置による		

定期点検の種類及び頻度

[別表 1-2]

電 気 工 作 物		巡視・点検・測定試験項目	月次点検 [隔月 1 回]	年次点検 [毎年 1 回]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
引込設備	引込線・ケーブル 電線及び支持物	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
配電設備	遮断器・開閉器類 配線及び配線器具	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		接地抵抗測定		△	○
電気使用場所の設 備	電動機・電熱装置 電気溶接機・照明設備 配線及び配線器具 その他の電気機器類	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		接地抵抗測定		△	○
非常用予備発電装 置	原動機関係・発電機関 係・蓄電池・その他の 電気機器類・接地装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		接地抵抗測定		△	○
		電気関係保護継電器の動作特性試験		△	○
構造物等	キュービクル・構造物	外観点検	○	○	○
PCB	変圧器・コンデンサ・ リアクトル・放電コイ ル・電圧調整器・開閉 器・遮断器等	外観点検（高濃度 PCB 含有の有無）	○	○	○

※別表共通事項

- ・年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順で実施します。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとする。
- ・点検・測定試験のうち、△印のものは、停電の影響、過去の実績その他の理由によって実施しない場合がある